

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令(平成五年大蔵省令第十四号)

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>(金融商品取引業から除かれるもの)</p> <p>第十六条 令第一条の八の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一〇十四 (略)</p> <p>十五 法第二条第八項第十七号に掲げる行為のうち、社債等振替法第四十四条第一項第十三号に掲げる者が行うもの</p> <p>十六 法第二条第八項第十七号に掲げる行為のうち、金融商品取引業者(同項第七号イに掲げる有価証券に表示されるべき権利であつて同条第二項の規定により有価証券とみなされるもの)(以下この号において「投資信託受益権」という。)についての同条第八項第七号に掲げる行為に係る業務を行う者に限る。(が、その発行する投資信託受益権について行うものであつて、法第四十三条の二第一項及び第二項に規定する方法に準ずる方法により、当該投資信託受益権と自己の固有財産とを分別して管理をするもの)当該管理の状況について、同条第三項に定めるところに準じて行う監査を受けているものに限る。(</p> <p>2 4 (略)</p> | <p>(金融商品取引業から除かれるもの)</p> <p>第十六条 令第一条の八の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一〇十四 (略)</p> <p>十五 法第二条第八項第十七号に掲げる行為のうち、社債等振替法第四十四条第一項第十四号に掲げる者が行うもの</p> <p>(新設)</p> <p>2 4 (略)</p> |